

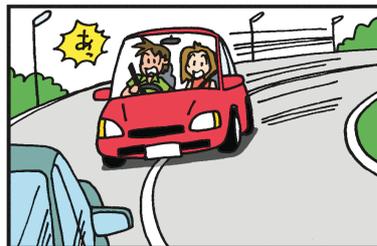
19	友達を車に乗せるということは、友達の命を預かるということ
題材設定の理由	高校3年生年代の交通事故の死傷者でもっとも多いのが四輪車乗車中で、その約半数は同乗中である。普通免許を取得して間もない高校生が、友達を乗せた車で事故を起こす多人数型の事故を防止したいと考え本題材を設定した。
指導のねらい	1. 運転する車に人を同乗させるときは、同乗者の命に責任を負うという自覚を持てるようにする。 2. 友達と一緒にドライブは楽しいが、友達の影響を受けて運転が危険なることを理解させ、自制心をもって安全運転に心がけるようにする。
準備	・ワークシート（問題1、2）を人数分プリントしておく。 ・クラスを5～6人のグループに分ける。

段階時間	指導事項	学習活動	指導上の留意点
導入 5分	●本時のねらいと内容 ●ワークシートの利用方法	○本時のねらいと学習方法について説明を聞く。 ○ワークシートの利用方法を理解し、活発な話し合いを行うようにする	○ワークシートを配布し、学習のねらいを理解させる。 ○積極的な参加意識を持たせる。
展開 40分	1. 普通免許の取得 2. 人を同乗させた車で事故を起こした運転者の責任とその後の人生 3. 四輪車に人を同乗させたときに取るべき行動	○普通免許取得の希望の有無を話し合い、生活行動がどのように広がるかを考える。 (1) 免許取得希望は在学中か、卒業後か (2) 免許を取ったら何をしたいか ○グループディスカッションをしながら、ワークシートの問題1のケーススタディに対する解答を考える。 (1) 同乗者がいる車で事故を起こしたときの責任の範囲について (2) 事故後の運転者と同乗者、家族の問題について ○ワークシートの問題2の5つのケースを読み、四輪車に人を同乗させたり、同乗を頼まれたときに、どうすればよいかを考え、学習を深める。 (1) 同乗中の友達にスピードを出せとあおられた (2) 同乗中の恋人と別れ話が出た (3) 同乗中の友達がシートベルトをしていない (4) 体調が悪いときに、祖母の病院への送迎を頼まれた (5) 買ったばかりの車に、先輩から同乗を頼まれた	○免許を取ったら、友達を乗せて出かけたという生徒の気持ちを取り上げて、話題とさせる。 ○事故で同乗者にケガをさせると、運転者の責任が問われることを認識させ、責任の範囲、重さを理解させる。 ○事故は若者や初心者に多く起きる傾向がある。免許を取ったばかりのときは、自分が運転する車に人を乗せない方がよいということについて考えさせる。 ○友達や先輩が同乗しているときに、事故を起こしやすい理由を考えさせる。 ○体調が悪いとき、心理的に不安定なとき等に、事故を起こしやすい理由を考えさせる。 ○同乗者が与える運転へのマイナスの影響を認識させ、運転に集中するための方法を考えさせる。 ○同乗者の好ましくない行動に注意を与える勇気を持つ大切さに気づかせる。
まとめ 5分	同乗させることは、その人の命を預かり、その責任を負うことである	○高校3年生年代では四輪車同乗中の死傷者が多いことを理解し、安易に人を同乗させてはいけないことを認識する	○運転の初心者のうちほとくに、気軽に人を同乗させないように心がけさせる。
評価	1. 友達を同乗させた車で事故が起きやすい理由が理解できたか。 2. 自分の車に人を乗せる、ということは、その人の命を預かる、人の命に責任を負うことだということを認識できたか。		

友達を車に乗せるということは、友達の命を預かるということ

問題 1

以下の文章を読んで、その後の質問についてグループで考えてみましょう。



ケイスケは2カ月前に四輪車の免許をとった。卒業式を半月後に控えている。

今日はガールフレンドのエリカを誘って、2人で車で出かけることにした。

エリカが「洋服が見たい」というので、市内の駐車場に車をとめ、ショッピングセンターに行く。そのあと、近くの映画館で映画を見た。

帰り道の車の中、CDを代えようとしたケイスケは一瞬視線を前方からはずした。顔を上げたら、道は左カーブになっていて、車は対向車線に飛び出しそうになった。

反対車線の前方から走ってくる乗用車を避けようと、左にハンドルを切った。ハンドルを切りすぎてガードレールに衝突した。

気がついたとき、ケイスケは病院にいた。助手席にいたエリカも同じ病院に運ばれた。エリカはせき髄にダメージを受け、一生介護が必要な身体となった。

[質問] ケイスケ、エリカのその後の人生について

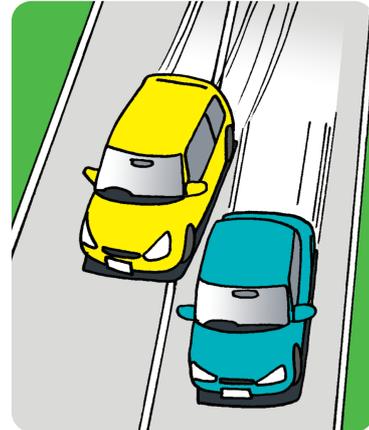
1. 経済的にはどのような影響があるか？
2. 精神面ではどのようなダメージを受けるか？
3. 法的にはどんな罰を受けるか？
4. ケイスケのその後の人生はどうなるだろうか？
5. エリカのその後の人生はどうなるだろうか？

友達を車に乗せるということは、友達の命を預かるということ

問題 2

以下のシナリオを読んで、あなたが運転者ならどうするか、考えてみましょう。

1. 後ろの車が、どけといわんばかりに追い上げ必要以上に近づいてきた。助手席の友達が、「もっとスピードを出して、ぶっちぎれ」という。
2. 彼女(彼)を助手席に乗せてドライブしていたら、突然別れ話を切り出され、激しく動揺した。口論になってイライラした。
3. 仲間とコーラス部の会場に車でいった。後部席の友達はシートベルトをしていない。
4. かぜで体調が悪い。昨夜も咳がひどくて寝られなかった。そんなときに、おばあちゃんを車で病院まで送ってほしいと母に頼まれた。
5. 免許を取って2カ月たった。土曜の夕方、届いたばかりの新車に乗って町を走っていたら、部活の先輩に会い、これから遠乗りに出かけようと誘われた。



問題 1

友達を同乗させて事故を起こし、同乗者の身体に深刻なダメージを与えてしまったケースを取り上げ、事故の責任について考えさせる問題である。運転していたケイスケは、事故の主たる責任がある第1当事者として、ケガをさせた同乗者に対して3つの責任(刑事、行政、民事)が問われることになる。

このケースでは、次のようなことが考えられる。

- ①経済的には民事責任として、高校生でも大人と同じように多額の賠償金が請求される。任意保険でまかなえない場合には、給与をもらうようになったら月払いで支払う。ただし、未成年の場合には、経済力のある親に賠償金請求ができる。その場合は親が負担する。
- ②重い後遺症に苦しむ友人、その家族の怒り。精神的に一生重荷を背負わなければならない。
- ③刑事責任については、20歳になっていないので、検察庁から家庭裁判所に送られ審判を受ける。人身事故と、違反(よそ見、前方不注視など)の責任が問われる。行政責任としては、免許停止。(第1章参照)
- ④就職が決まっても、人身事故を起こした場合には、採用取り消しになる可能性がある。将来、教師、医者など公的資格を必要とする職業を希望していれば、人身事故を起こしたことにより罰金以上の刑に処せられれば、たとえ試験に合格しても免許は交付されない。(第9章参照)

問題 2

日常生活にありがちな車の同乗の状況を設定し、安全のためにドライバーがどういう判断をしたらよいかを考えさせる問題である。

それぞれのケースでは以下のことが考えられる。

1. 同乗者がなんといおうと、事故が起きたらドライバーの責任。「先に行きたい人は行かせよう。無理して事故を起こしたら、乗っている君も事故にあうよ」というふうに、同乗者の意見に左右されないこと。
2. 車を安全な場所に停めて、落ち着くまで運転を控える。動揺の原因をつくった彼女(彼)と同じ車内にいることでますますイライラするようなら、最寄りの駅まで送って1人になるなど。
3. 助手席はもちろん後部席の友達にもシートベルトを着用するように話す。運転席と助手席のシートベルトは着用が義務づけられているが、後部席の着用は法制化されていない。後部席のシートベルト着用率はまだ1桁台である。しかし、後部席の人がシートベルトをしていないと、事故時に車外に放出されたり、運転席や助手席に後ろからぶつかっていき運転席や助手席の乗員を死傷させることがある。(54~55ページ参照)
4. 体調が悪いときに運転するのは道交法違反(第66条)になる。おばあちゃんによくしてあげたい気持ちもわかるが、バスなどを利用してもらおう。
5. すごくみんなを乗せたい気持ちはあるが、車に慣れていないし、万が一のことがあったら、責任をとらなくてはいけない。運転に慣れていないので、と断る勇気を持つ。

同乗者が死傷したら、 運転者に加害責任が 発生する

四輪車の事故というと、車や歩行者との衝突をイメージしがちだが、人を乗せていて事故を起こし、ケガをさせる事故も多い。

18歳の交通事故による死傷者は、四輪車運転中の死傷者よりも同乗中の死傷者の方が多く、その数は原付運転中に次いで2番目である（第6章を参照。平成13年交通統計より）。

四輪車を運転するようになると、人を同乗させる機会も増える。もし、高校生が友だちを車に乗せていて、自分側が第1当事者として事故に関わって、友だちを死傷させたら誰の責任になるか。運転していた高校生は、加害者として責任を問われる。車や歩行者とぶつかって相手を死傷させたときと同じように、刑事、行政、民事の3つの責任を問われる。

人を車に乗せる、ということはその人の命の責任を負うことである。その自覚をもつことが必要である。

同乗者を 死傷させたときの責任

ワークシートの問題1では、友達を同乗させて事故を起こし、同乗者に深刻な被害を与えてしまったケースを取り上げている。人を同乗させることの責任の重さを考えさせるのがねらいである。

一緒にいるのが楽しい、みんなと移動できれば便利、ドア・ツー・ドアでどこでも行ける——動機はさまざまだが、高校生年代のドライバーは、気軽に人を同乗させ、事故を起こしている。

交通事故の裁判に多数かかわってこられた弁護士の高山俊吉氏は「同乗者をケガさせたり、死なせたりしたとき、どんなことになるのか、まったく知らない高校生が多い」という。

では、具体的に、同乗者に事故でケガをさせてしまったとき、どんな責任や結果が待っているのだろうか。

1.高校生でも「刑事責任」を問われる

運転者は、同乗者をケガさせたり死なせたりすると、「刑事責任」を問われる。

刑事裁判では、高校生でも裁判に立ち会わなければいけない。証拠調べなどがあるからで、民事裁判のときのように弁護士に任せられるわけにはいかない。

判決後、少年の場合には大人とは異なる扱いを受ける。大人なら刑務所に行くような厳罰にあたるのが少年院入所、執行猶予にあたるのが保護観察である。

「行政責任」も発生する。大きな事故を起こせば免許停止や取消しになる。

2.高校生でも、賠償金は大人と同様に請求される

賠償請求が保護者に行くこともある

民事裁判では、運転者は同乗者から損害賠償請求される。高校生といっても大人と同様に賠償金を請求される。

賠償金が保険でカバーできないときには、高校生のような未成年の場合は親に支払い義務が発生する。

賠償金の支払いは、加害者とその家族で分担して支払うことはできない。誰かが一括で支払うことになっている。しかも、誰が支払うかは、被害者が指定することができる。当然、被害者は支払い能力のある人を指定するから、未成年者が加害者になったときは、その親を支払い者として指定する。

最近では、自賠責保険だけではまかないきれないほど高額な賠償金の支払いを命ずるケースが増えている。任意保険に入っていなかったために、賠償金と自賠責保険額の差額が千万円単位で発生した場合、そう簡単に現金で支払えるものではない。親が家屋敷を売却して賠償金にあてるというケースも少なくない。

事故を起こせば、親に大きな負担をかけることになる。

同乗者をケガさせたり、死なせたりすると、自分だけでなく、親も責任を問われることがある。「車に乗るということは、責任の網の目の中に身を置く、ということを理解できなければ、車を利用する資格はない」（弁護士高山俊吉氏）といえる。

3. 運転者、同乗者の両方が亡くなってしまったとき

同乗者をケガさせたり、死なせたりした事故で、運転者が亡くなってしまふというケースもある。

亡くなった運転者が高校生だった場合、責任はどこに行くのか。

子どもが独身の場合、法律では、権利も義務も親が相続することになっている。加害者としての賠償債務は親が相続することになる。

親は、子どもを失うという悲しみとともに、加害者としての責任と賠償金の支払い責任を背負わなくては行けない。

同乗者の責任が問われることがある

ふだんの生活で、友達や知り合いの車に乗せてもらうことを「無償同乗」「好意同乗」と呼んでいる。

同乗者の乗車中の事情によって、保険金が減額されることがある。

- ・運転者が飲酒運転であることを知っていて、乗せてもらった
- ・運転者がスピードを出しすぎたのを知っていて、何もいわなかった
- ・運転者をあおってスピードを出させたなどの場合である。

(第6章「車に乗せてもらうときは慎重に」参照)

以上は、運転者やその家族が負う責任についてだが、高山弁護士は、こうした法律的な問題は知識として知っておくべきことだが、もっと高校生に知ってほしいのは、「事故の後に、さらに大変な次の困難が生み出される」ことだという。

事故は一瞬のうちに終わる。しかし、その瞬間から世界も、人生も変わる。

人生の始まりに、人を死傷させるということの意味について生徒に考えさせる必要がある。(コラム参照)

ディスカッションの中で、生徒に、友達との楽しいドライブで事故を起こした後の「事故の関係をめぐる心、人生の深い嵐」をより深く考えてもらうためのアドバイスをするために、先生用の参考文献として以下がある。

- ・「遺された親たち」1～6巻 佐藤光房 あすなろ社
- ・「交通死」二木雄策 岩波新書

人を車に乗せるときにすべきこと

人を車に乗せる、ということはその人の命に責任を持つことである。運転席に座るといふことは、自分がその車の責任者になるということである。

同乗者にケガをさせないため、同乗者に必ずシートベルトを着用してもらおう。

同乗者のいいなりになるのはいけない。運転の責任は、運転者にある。

運転中、同乗者のほめ言葉や、はやしたりする言葉がどれくらいドライバーに影響するかも知っておこう。みんなの言葉にやすやすのらず、常に気持ちをコントロールすることが大事である。

また、騒ぎそうな友達を乗せるときは、運転の妨げになることはしないほしい、ということを手伝いに伝えなくては行けない。

疲労も運転に影響する。人を乗せるときには、自分の身体のコンドディションもよく考えて、断るときには、はっきり伝えることが大切である。

初心者のうちは事故を起こしやすい傾向があることも知っておくべきで、人を乗せないくらの慎重さを持つことが必要である。

道交法第66条には「…過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない」と書かれている。

参考/交通事故に関する責任や、事故の後に続く裁判や賠償については、地域の弁護士会が講演を引き受けてくれる。

人を車に同乗させるときは その人の命に責任をもつという覚悟がいる

高山俊吉 弁護士

大きな困難は事故の後にある

よく高校から交通安全について講演依頼を受け、法律家として交通事故の賠償の話をしてほしいといわれます。

でも、私は交通事故で賠償について話す比率は少ないですね。確かに、知識として知っておいてもらいたいですが、そういうことについて詳しいことが事故を避ける決定的な鍵ではありません。賠償について触れるのは、知らないと困るからという程度の位置づけです。

極端な話、賠償金の問題は保険に入っていればいい。というより、保険に入らないのは論外です。

私が高校生たちに知ってほしいのは、事故にあった後、どんなに大変な次の困難が生み出されるかということです。

私は、高校生が運転中に事故にあい、同乗者を死なせてしまったという事件をいくつも担当してきました。同乗者を死なせたとき、どんなことになるのか、まったく知らずにいる高校生が多いというのが実状です。

事件は一瞬、零点何秒かで終わっています。しかし、その瞬間から世界が、人生が変わる。このことを知ってほしいと思います。

人生の始まりの時期に人を死なせるという意味

同乗者が亡くなるということは、運転者は加害者になることで、刑事責任が問われます。「前科者」になるということです。

人を殺すということを人生の始まりの時期に経験してしまうというのは、経歴にキズがつくだけでなく、自分自身にとって生涯忘れられないキズがつきます。生き方の問題として大変なキズになる。このことを高校生たちは知りません。

車に関わる生活に入るということは、果たすべき責任があるということです。「自分はまだ高校3年だから」とか「給料をもらってないから一人前じゃない」といったことを、世の中の誰も許してくれない世界に入っていくことです。

親同士の壮絶な闘い

同乗事故は、同乗者が傷つくだけではありません。運転している当人が亡くなることもあります。

いちばん悲惨なのは運転者も同乗者も両方とも死亡してしまうという事故です。

加害者としての責任は、親に相続されます。同乗者の遺族は、運転者の遺族に対して賠償請求する。それも四十九日も過ぎないうちにです。子どもを失った悲しみで親は立ち上がれないうちに、運転者の親は、加害者の親として訴訟を受けなければならないのです。

ここから親と親との間の、壮絶な戦いが始まります。えんえんと4年も5年もかかる裁判になることは珍しくありません。

死んでしまった運転者は別に苦しみはしないが、残された家族、相手の家族がどんなに苦しむか、その大きさを高校生たちに肝に銘じてほしいのです。

交通事故が起きると、数字化され、だんだん無機質になっていきます。交番の壁に掲げられた「昨日の事故は1件」という数字は、通り過ぎる人にはただの1という数字です。しかし、残された家族には1とは読めません。

病気とか、天寿をまっとうしたというなら、悲しくても死は受け入れられます。しかし、交通事故は違います。この死に他に責任のある人がいるというのは、家族にとって非業の死であり、何十年たっても過去のことになっていないのです。

交通事故は、人の生活の中にとてつもない傷を残してしまう。その怖さをどうやってわかってもらうかです。

交通事故をめぐる深い心の嵐を伝えたい

私の子供の頃を考えても、死について現実感を持って考えられませんでした。それが子供の特権でもある。だから未来が広がるのです。

高校生に伝えたいのは、車に乗ることは楽しくて、便利ですが、同時に危険に近づくことでもあるということです。その危険というのは、痛いということだけでなく、もっとその先に起こってくる、とてつもない、人の苦しみや悲しみの原因になることです。それをしっかり踏まえておくことです。

そうすると「友達を車に乗せるといふことは友達の命を預かるということ」ということの中身が、厚みを持って感じられてくるでしょう。

交通安全教育は、知識の伝達だけになってはいけないと思います。

交通事故の死を巡って、関係者の中でどういうふうに取り返しのつかない深い嵐になっていくのかを多少ともわかってもらうために、私は、講演というチャンスがあるとき、高校生たちにできるだけ話をしようとしています。でも、交通事故で子どもを失った親の言葉の1万分の1の思いも話せません。それでも、これからも話し続けていこうと思っています。